

小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者

			新築等 (新築又は改築)	増築等 (増築、修繕又は模様替え)
対象 契約	契約類型		匿名組合型又は任意組合型	
	取得時期		契約締結後に対象不動産を取得	
	着工時期		・建物取得後2年以内に新築等に着手 ・土地（借地可）を取得する場合は、土地取得後2年以内に新築等に着手	建物取得後2年以内に増築等に着手
対象 不動産	土地		対象外	
	建物	工事前	建築後使用されたことのある建物	
		工事後	住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場、学校、病院、介護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場、倉庫	
		工事費用	—	300万円以上

※上記は概要であり、申請に当たっては租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第83条の3、同法施行令(昭和32年政令第43号)第43条の3、同法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第31条の5の2、告示(国土交通省平成25年1287号、平成29年292号、平成29年1116号)をご確認ください。

小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者

			新築等 (新築又は改築)	増築等 (増築、修繕又は模様替え)
対象 契約	契約類型		対象外	匿名組合理型
	取得時期			契約締結後に対象不動産を取得
	着工時期			建物・土地取得後 2 年以内に増築等に着手
対象 不動産	土地			増築等を行う建物の敷地の用に供されている土地 (借地可)
	建物	工事前		昭和57年1月1日以前に新築された建物
		工事後		住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場、学校、 病院、介護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会堂、 映画館、遊技場、倉庫
		工事費用		300万円以上

※上記は概要であり、申請に当たっては地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条第12項、同法施行令(昭和25年政令第245号)附則第7条第17～19項、同法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第3条の2の18、告示(国土交通大臣平成25年1288号、平成29年1117号、平成29年第293号)をご確認ください。